

行橋市広域消費生活センター

# 消費生活センターニュース

令和5年4月号

**受取回数の制限がない定期購入にご注意を！**

**S**NS上に「通常価格8,000円の化粧品が初回500円。受取回数の制限はなく、解約は電話でお願いします。」と広告があったので注文した。1回目の商品が届き、2回目は断ろうと考え事業者に電話をするが、話し中でなかなか繋がらない。数日後、やっと電話が繋がると「次回お届け予定日15日前までに電話が無いと、解約できません。」と言われた。改めて利用規約などを読むと、この旨の記載があった。この場合、2回目の商品代金を支払わなければならないか、という様な相談が入っております。

注文する前に定期購入が条件の場合は、支払総額や支払期日など契約の内容を確認しましょう。また解約条件が電話連絡のみの場合、1度、事業者に電話が繋がるか確認してみましょう。

行橋市広域消費生活センター

JR行橋駅 西口前(行橋市西宮市2-1-39)

☎0930-23-0999 月～金 9:00～17:00

※ご来訪の際は、マスク着用のうえ、新型コロナウイルス感染防止にご協力いただきますようお願いいたします。